

特定非営利活動法人いしかわ市民活動ネットワークセンター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、登記上は特定非営利活動法人いしかわ市民活動ネットワークセンターと表示し、通常はNPO法人い-ねっとと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を石川県金沢市長町1丁目3番40号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を石川県金沢市有松2丁目9番地18号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、非営利活動に意欲的に取り組む市民や団体に対して、情報の提供、運営の相談、相互の交流、協働の促進などの事業を行うことで、多様な担い手による地域活動の活性化を促進させる。そのことによって、弱体化しつつある基礎コミュニティの再生と、地域社会と行政との協働の機会や、その手法の拡充を推し進め、「地域協働型社会」の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 情報の収集・発信事業
- ② 交流促進事業
- ③ 相談事業
- ④ 人材の育成事業
- ⑤ 調査研究事業
- ⑥ 政策提言、助言に関する事業

(2) その他の事業

- ① 貸し室事業
- ② 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4章の規定による労働保険事務組合としての業務

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 協力会員 この法人が行う労働保険事務組合としての業務において、労働保険事務を委託する団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(抛出金品の不返還)

第11条 即納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上20人以下
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。